

蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市における子世帯及び親世帯の同居及び近居を促進し、世代間の支え合いにより、子育てや介護における不安及び負担を軽減する居住環境の形成を目的として、三世代による同居又は近居するために住宅を取得等する者に対し、蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 三世代 親子及びその親の孫（以下「孫」という。）をいう。
- (2) 子世帯 三世代における子及び孫を構成員とする世帯であって、補助金の認定申請に係る世帯をいう。
- (3) 親世帯 三世代における親のどちらか一方又は両方の世帯であって、補助金の認定申請に係る世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 三世代における子が、補助金の認定申請年度において、18歳以下の孫（出産予定の胎児を含む。第8条第2項第5号において同じ。）を養育する世帯をいう。
- (5) 居住 現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。
- (6) 同居 子世帯と親世帯が同一敷地内に居住することをいう。
- (7) 近居 子世帯及び親世帯が市内に居住することをいう。
- (8) 同一敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地及びそれに隣接する土地をいう。
- (9) 住宅 一戸建ての住宅及び併用住宅（住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上のものに限る。）及び共同住宅並びに長屋をいう。
- (10) 居住誘導区域 蒲郡市立地適正化計画に定められる居住誘導区域をいう。
- (11) 代理受領 蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要

綱（令和3年4月1日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「代理受領申請者」という。）と補助事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者が、代理受領申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号いずれかに該当する事業とする。

- (1) 子世帯と親世帯による三世代で新たに同居するために、市内において、住宅を新築、増築、改築、リフォーム又は購入する事業
- (2) 子世帯と親世帯による三世代で新たに近居するために、市内において、住宅を新築又は購入する事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認定申請日（第8条第2項に規定する認定申請を行う日をいう。以下同じ。）において、親世帯が市内に居住していること。
- (2) 認定申請日に市内に居住している子世帯にあっては、子世帯に属する者が賃貸借契約を締結した住宅に居住していること。
- (3) 認定申請日前1年間、子世帯及び親世帯に属する者のいずれもが、同居していないこと。
- (4) 認定申請日において、子世帯及び親世帯に属する者のいずれもが市税を滞納していないこと。
- (5) 子世帯及び親世帯に属する者のいずれもが、蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 認定申請日において、その親世帯及び子世帯の関係で、別にこの要綱による補助金の認定申請を行い、又は認定を受けていないこと。

（補助対象建物）

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象建物」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその子若

- しくは親の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅等であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
 - (3) 賃貸を目的とするものでないこと。
 - (4) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅にあつては、耐震基準を満たしていること又は第14条に規定する実績報告の時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了していること。
 - (5) 認定申請日前にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅であること。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる金額から次項に掲げる経費を除いた額とする。

- (1) 補助対象建物の新築、増築、改築又はリフォームに係る工事請負契約金額
- (2) 補助対象建物の購入に係る売買契約金額

2 次に掲げる経費は、補助の対象となる金額から除くものとする。

- (1) 家具又は家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
- (2) 本市の他の補助金の補助対象となっている経費

（補助金の交付額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、その限度額は、次に掲げる額とする。

- (1) 同居する場合であつて、補助対象建物の新築又は購入するときは20万円
- (2) 同居する場合であつて、補助対象建物の増築、改築又リフォームするときは10万円
- (3) 近居する場合は5万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、前項ただし書に定める限度額に、同居にあつては10万円を、近居にあつては5万円を加算した額を限度額とする。

- (1) 補助対象建物が居住誘導区域内にあるとき。
- (2) 補助対象者に係る子世帯が子育て世帯であるとき。

（補助事業の認定申請等）

第8条 申請者は、新築、増築、改築又はリフォームの場合にあつては工事着手前、購入にあつては売買契約前に、補助事業について市長の認定を受けなければならない。

2 申請者は、前項の規定による認定を受けようとするときは、蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金補助事業認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 子世帯と親世帯の関係を証明する書類
- (2) 親世帯が、市内に居住していることを証明する書類
- (3) 子世帯が市内に居住しているときは、賃貸借契約を締結した住宅に居住していることを証明する書類
- (4) 子世帯と親世帯に属する者のいずれもが、認定申請の日前1年間に同居の事実がないことを証明する書類
- (5) 前条第2項に規定する限度額の加算の適用を受ける世帯にあつては、子世帯に18歳未満の孫がいることを証明する書類。ただし、子世帯の孫が出産予定の胎児のみの場合は、出産予定が分かる書類
- (6) 補助対象建物の位置図
- (7) 補助対象建物の図面（工事を伴う場合は、工事図面）
- (8) 補助対象建物の写真（工事を伴う場合は、着工前の写真）
- (9) 補助対象経費が分かる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査の上、補助事業の認定を決定したときは、蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金補助事業認定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、補助事業を認定することが不適當であると認めたときは、速やかに事業を認定しない旨の決定をし、蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金補助事業不認定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の認定条件等）

第9条 市長は、補助事業の認定を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するため、市長が補助事業の認定その他の必要な事項について、確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。

- (2) この要綱及び関連法令を遵守すること。
 - (3) 交付申請書の提出時において、子世帯の全員が、補助対象建物において同居又は近居していること。ただし、市長が承認する場合で居住できないときは、この限りでない。
 - (4) 交付決定後3年間継続して、申請者が補助対象建物に居住すること。ただし、市長が承認する場合で居住できないときは、この限りでない。
 - (5) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件
- 2 前項第3号ただし書及び第4号ただし書に規定する市長が承認する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 療養、転勤又は通学のため、転居又は転出が必要となった場合
 - (2) その他市長が必要と認める場合
(補助事業の変更及び廃止)

第10条 申請者が、補助事業の認定を受けた後に、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を変更する場合 蒲郡市三世帯同居・近居住宅支援補助金補助事業変更申請書（第4号様式）
 - (2) 補助事業を廃止する場合 蒲郡市三世帯同居・近居住宅支援補助金補助事業廃止届（第5号様式）
- 2 市長は、前項の届出を受理した場合において、内容を審査し、補助事業の内容変更又は廃止を決定したときは、蒲郡市三世帯同居・近居住宅支援補助金補助事業認定変更（廃止）決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。
- (補助事業の認定取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 認定申請の内容に著しい変更があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (3) 法令若しくはこの要綱の規定又は第8条の規定による認定の決定の通知において付された条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金補助事業認定取消通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の開始期日等）

第12条 申請者は、第8条の規定による補助事業の認定を受けたときは、速やかに補助事業を開始しなければならない。

2 申請者は、第8条の規定による補助事業の認定を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに補助事業を完了しなければならない。

（補助金の交付申請等）

第13条 申請者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象建物に居住し、改築又はリフォームにあつては工事、新築、増築又は購入にあつては所有権保存登記又は所有権移転登記がそれぞれ完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業を完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に関する契約書、工事着手日のわかる書類、図面、写真及び支払を証明する書類のそれぞれの写し
- (2) 子世帯と親世帯それぞれの世帯全員の住民票の写し
- (3) 補助対象建物の全部事項証明書の写し
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であることを証明できる書類の写し
- (5) 世帯の構成員の一部が同居又は近居できないときの理由書（第9条第1項第3号に該当する場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金交付決定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第14条 規則第13条の規定による実績報告は、前条第1項に規定する蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金交付申請書の提出をもって、これに代えるものと

する。

- 2 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、前条第2項に規定する蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して14日以内に蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金交付請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金交付請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、補助金を交付することができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還等)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により、交付決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 申請者は、交付決定後3年以内に第9条第1項第4号ただし書に定める事由が発生した場合は、蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金交付状況変更承認願(第11号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実態確認)

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、三世代同居又は近居の開始の日後3年間にわたって、毎年子世帯及び親世帯の居住実態を確認するものとし、申請者は、これに応じるものとする。

(書類の備付)

第18条 申請者は、当該補助金に係る証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第19条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用

した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 申請者が、平成31年4月1日から同年6月30日の間に事業に着手する場合における第8条第1項の適用については、「新築、増築、改築又はリフォームの場合にあっては工事請負契約前、購入にあっては売買契約前に」とあるのは「この要綱の施行後速やかに」とする。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市三世代同居・近居促進補助金交付要綱による第1号様式、第4号様式、第5号様式、第8号様式、第10号様式及び第11号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市三世代同居・近居促進補助金交付要綱による第1号様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の蒲郡市三世代同居・近居住宅支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に補助事業の認定申請が行われた補助金について適用し、同日前に補助事業の認定申請が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。